

## 厚生労働省進行性腎障害に関する調査研究班を代表して

わが国においてネフローゼ症候群の診断基準は 1972 年、予後判定基準は 1973 年に公表されたが、厚生労働省進行性腎障害調査研究班は、これらを全面的に改定して、ネフローゼ症候群診療指針として 2011 年 3 月に刊行した。新しい指針を刊行後、厚生労働省においては、保険適用が認められていなかったシクロホスファミドおよびメチルプレドニゾロンのネフローゼ症候群に対する使用が 2011 年 5 月に承認されることとなり、わが国におけるネフローゼ症候群の診療実態により即したものに改善されたことは、患者さんの治療とよりよいアウトカムを何よりも優先すべき臨床現場においては大きな福音となる。これを受け、2011 年刊行したばかりの厚生労働省進行性腎障害調査研究班によるネフローゼ症候群診療指針の一部を改訂し、わずか 1 年しか経過していないが、最新の情報を盛り込んで再刊行することにした。

ネフローゼ症候群は医療の発達した現代においても難治性疾患であり、治療に難渋する場面にしばしば遭遇する。40 年ぶりに改訂されたネフローゼ症候群診療指針が、臨床の現場で患者さんの治療に携わっておられるすべての人々にとって、少しでもお役にたてば幸いである。

2012 年 3 月

名古屋大学大学院腎臓内科学教授  
厚生労働省進行性腎障害調査研究班長  
松尾 清一